

VI 労働組合について

1 労働組合

【問合せ：相談窓口 P58・59】

労働組合は、賃金、労働時間、職場環境等の労働条件を維持改善する等、労働者の経済的地位の向上を図ることを主な目的とする団体です。（労働組合法第2条）

●労働三権

労働組合に関して、憲法で権利が保障されています。	
団 結 権	労働組合を結成する権利
団体交渉権	賃金、労働時間、職場環境等について話し合いを求める権利
争 議 権	話し合いの状況に応じてストライキ等を行う権利

●不当労働行為の禁止

（労働組合法第7条）

使用者は、次のような行為については、不当労働行為として禁止されています。

- ・労働者が、
 - ①組合員であること ②労働組合に加入しようとしたこと ③労働組合を結成しようとしたこと ④労働組合の正当な行為をしたことを理由に解雇したり、不利益な取扱いをすること。
- ・労働組合に加入しないことや脱退することを雇用条件とすること。
- ・労働者の代表者と団体交渉することを正当な理由がなく拒むこと。
- ・労働組合の結成や運営に対して、これを支配したり、介入したりすること。

●労働争議の調整

労働争議とは、労働組合と使用者との間で、労働条件等をめぐり紛争になっている状態を言います。労働組合と使用者の間で紛争が起こったときは、当事者である労働組合と使用者が自主的に解決するように努めなければなりません。（労働関係調整法第2条）

しかし、当事者間だけでは、なかなか解決が困難な場合もあるので、第三者である行政機関の労働委員会が紛争の調整にあたる制度があります。

あっせん、調停、仲裁の3つの方法があります。